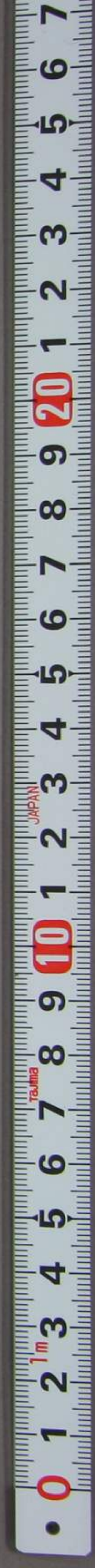




東京府費屬
篠山要太郎

上
下

2900



414
A 4690



國家之維持はは貨食より先なるは是の故なり

大正十一年四月

方今は歳入高よりは出費相高遂に會計赤字

途を期し難き所より議者動じはははは財理之

策を考へ其末を逐ては畢竟毎實之辨少流也

易く甚きよりは利益之術多しはははははは

上は利あり下は利ありはははははははははは

夫より積怠根隙も甚及ひ例少きを以新開
墾一或る税権 法を設けりし方今之上ありて
除弊以て利を興し節用以て利を興すも亦
良道有り之間敷入を量て出を為し以用為之
數ニせしむる即ち終始宥困せしむる故に會計
小巧なるは一利を興す一害を深し用を節冗費
を省く可き小着眼仕也 是を以考つる小用を司
之をり會計之為不當也 世に有之出納司より遠
事之上取りて至切之居る各官者に關係は
得ハ其司官たるもの上下に損益永久に慮を
用度之節にせしむる所を窺ひ聞く方今
調進御用品并に入札法行はる法用字商人

六十余有石より一理を以論を以正明を以て
實事より上るハ施宜に宜きとありて十八九ハ無石
廉かりし實ハ不廉なる其状如何とてハ既利
商人とも入札の序ハ海子互ニ申令置今亦ハ誰ハ
廉價を乞ふ可く今次ハ誰と價の高下ありとも
自ら順序を以て所用伺居を且價の廉なるを

とせハ後未だ保ち度外置一時見聞の宜き先
一とある所ナキ損害の患ひを醸しハ益之最
大なり又取て入札法も時々石の多し一定之
相場ある品物を却て高價にともなふ年あるハ是れ
前代之弊弊を以て裁く奉持ハ免角石儀を
おとしも實事奉ら廢せらば蓋ハ良法具らるる

清不益之後法外ニ題述り討て奉恩宥ふ臣某依て
宿弊を去て論言と棄て事情ニ可なりと承之
改革を行ふ肺腸を呈露し実効を且暮奏
し會計の目途必死を以て於奏言仕ん伏る此異は
狂妄と怒り敷奏言ヲ以明試功を以て古言を
以て採納ありんと恐惶多衆

小臣

篠山要太郎 謹言

規則綱領 立る大要の章

綱領と設け規則と云ふハ公と以私と去る事
情、適宜と可とを他区ともく其弊を去
むる能は故に得失を考へ不善を去る不足を補

加一物苟も出ぬべし此今設る所は只其大要耳
委曲潤刑務に先議の如く活るべき當り施為其
使更と撰み冬酌操縦時合し之要ハ略件左に挙る

司中分課と四等に分つものハ事務と處了の煩
雜なるを以て之を要す

改方

右ハ調進物品の精粗且斤量清算商へ入品

惣て司中の事と查換するを要す

勘定方

右右官省へ渡し置所の各品の数且拂方等
の事を要す

渡方

右ハ右官省品物器械ホの出入且増減の事
を要す

臨時方

右、臨時の事之議決可否古今の例を勘酌可否之判せしむ要す。

右定むる所の分限より小佑初以下令史二三人

之入席一置き日この事法を其分課の法を處す。

但證印等ハ其分課のレカ一人正列席於て押印の事

大佑權大佑ハ司中の諸勢を糾判するを主とす

一 苞苴私謁の法禁を犯し贓罪あるもの確證

を以て正へ申告すべし。速ニ三審の法を用ひ

但正私を採用する貴罰を行はしむ。臨時とて
が者へ訴へ

一 宮中至急の品若し存在し宮中にて

申付其旨本司へ達す。

但御膳所用用品ハ惣て改方承り申すべし

一 各官各者等より臨時の違ハ重大の品ハ本

官の免印ハ勿論の儀アリ尤容易の品其司局

の印を目的として臨事方の可否改り申すは

非と乞へ

一 机硯箱火鉢茶碗所用状箱文庫所用箱

の類ハ兼て後置と負數の證申す本官

取之引替ハ此に較り海すべし

但草笥長持並用品等ハ所用の公方より
本官の印を以臨時方の參議として海すを要す

一 連月商人の代金仕拂ハ賣上帳ハ照閱し改方

査檢して以正へ申出可き事

但賣上帳寫共連月廿五日迄本司へ出さしえ仕拂
大の月ハ晦日十月を翌月二日と期す

一 紙の連月期日を定めて渡す

連月二日 十五日 廿五日

但此時品は其時より各官右者へ一ヶ月の元積入用高用方の品目掲示置くべし

右定む所の規則はた迄とも立の所より入るる難も
大同小異ありて事實は可なりと辨ら大寺変更の
今日も當り今又斟酌変更せし維新の所注意
ふお恃らば所出費と省き量入為出の意付へしや

一 炭薪油の日用品等十八各官者へ一ヶ月元積入用

高き兼て取置きを以て高きを按換し本官の連書

用度本司の押切印をなして病し其各官者

より直に場所へ請取人と出さむべし先方

本司の押切印を證的として所より可なり物迄

運輸の再費を省き簡便なるべし

一 筆墨は各官者として是迄の入用數と較し
 代金と成る後、各官者の信託書二冊は本司の押
 切印して出納司より請取らるゝむら、又ハ用成司
 於て請證印と出納司より請取而して各
 官者へ渡す、餘り物も各得意の筆墨自
 由に求るゝ一奉兩得なるべし、且是費と省く事

便を以て是迄の如く人の好むに任せて此迄を
 以後すも其費煩雜を免しす

- 一 茶ハ一般下品六匁位と期とす
 - 一 瓶燭ハ生味拾匁掛七匁掛と常用とす
- 但二十目以上臨時とす
- 一 茶碗ホの品器是迄奏任以上判任と區別の

模枋ありて上下の分チあり然らざる貴きハ自ら
 貴く賤ハ自ら賤ハ豈敢て品器美粗あり
 や故ハ一般ハ室焼ヲナシ一奏任以上ハ形模
 枋を改て等級と階級ハ是亦元其久ク有ク
 所ナリ

紙の或も人情美と好むハ常々ともハ入貴のお高

基本各官省一品ツク添す

中奉書	四半切
日向羊切	駮同羊切
美濃紙	半紙
程村	西の内

右ハツグも中等一品ツク添す一其他ハ臨時の宜
 一々野酌あり

右之通大畧変更一余ら活事ヲ富ク猶その

回きと撰み改めし一場とせしむる
事なりと難し名場之上と考へて廣くの益なる
處一方今專ら節儉の法と採せらるる難し
廢す可からざるを棄て廢すべしと棄てて力を
用ひ心と著しむるを誤るも則ち上下困詰り
途小隙多しと故に臣豫先毎用を廢し有用

を起す而已矣

